

議第 29 号

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例の制定について

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示
すように改正する。

改正前	改正後
(児童福祉施設と非常災害) 第 6 条 略	(児童福祉施設と非常災害) 第 6 条 略 <u>(安全計画の策定等)</u> 第 6 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所者等の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者等の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第11条 略

(業務継続計画の策定等)

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第9条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所者等の居室及びそれぞれの施設に特有の設備並びに入所者等の保護又は援助に直接従事する職員については、この限りでない。

(虐待等の禁止)

第11条 略

	<p>第 1 1 条の 2 <u>児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p>	
<p>第 1 2 条 <u>児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第 3 3 条の 7 に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第 4 7 条第 1 項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第 3 項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p>第 1 2 条 <u>削除</u></p>
<p><u>（衛生管理等）</u></p>	<p><u>（衛生管理等）</u></p>
<p>第 1 3 条 略</p> <p>2 <u>児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第 1 3 条 略</p> <p>2 <u>児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u></p>
<p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p><u>（保育所に関する経過措置）</u></p>	<p>3・4 略</p> <p>付 則</p> <p><u>（保育所に関する経過措置）</u></p>

第4条 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。

第4条 第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第6条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第3条 新条例第6条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

（提案理由）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。